

# 成年年齢引き下げまで、あと一年！

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、法律上、18歳から親権者の同意がなくても契約ができるようになります。

しかし、18歳からは、未成年者取消権を主張できなくなります。未成年者取消権とは、例えば、未成年者が高価な買い物をするとき、原則として親の同意が必要で、同意がなければ契約を取り消すことができる権利です。

現在、未成年者取消権がなくなる、20歳（成年）を過ぎると、契約にまつわる消費者トラブルが急増しています。成年年齢が18歳に引き下げられると、今度は、より社会経験が少ない高校生がターゲットになり、さらに、深刻な消費者被害が発生する可能性も指摘されています。

【中学生・高校生の皆さんへ】

悪質業者はあなたが成年年齢に達するのを待っています。

◆契約する前に、まず信頼できる人に相談しましょう

◆困ったときは、迷わず清須市消費生活センターまたは  
消費者ホットライン「188」へ相談しましょう

